

基準 2. 教育研究組織

2-1. 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が、大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ、各組織相互の適切な関連性が保たれていること。

《2-1の視点》

2-1-① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織が、適切な規模、構成を有しているか。

2-1-② 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。

(1) 事実の説明（現状）

2-1-① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織が、適切な規模、構成を有しているか。

本学の教育研究組織の規模・構成は、次のとおりである。

【教育研究組織の規模・構成】

区 分		収容定員 (人)	備 考
音楽学部	音楽学科	280	
	幼児音楽教育学科	120	
専攻科	音楽専攻科	10	1年課程
合 計		410	

本学は九州唯一の音楽単科の大学であると広報に掲げているとおり、「音楽学部」1学部からなる大学である。学部は音楽の専門家の養成や音楽教育者及び音楽療法士の養成を目的とした「音楽学科」と、乳幼児期に音楽を通し豊かな人間形成に資する人材の養成を目的とした「幼児音楽教育学科」の2学科から構成している。

音楽学科は1年次から専門性の探求に励むようなカリキュラムを組み、声楽、ピアノ、管弦打楽、作曲、電子オルガン、サウンドデザイン、音楽教育、音楽療法の8つのコースで構成されている。

専攻科については、音楽学科の領域で構成し音楽専攻科を置いている。

学科ごとの収容定員及び専任教員数は次の表のとおりであり、大学設置基準を十分に満たしている。

平成音楽大学

【学部学科の定員及び専任教員数】

区 分		入学 定員	収容定員 (人)	在籍 学生数	専任 教員数	大学設置 基準に定 める専任 教員数
音楽学部	音楽学科	70	280	205	15	7
	幼児音楽教育学科	30	120	77	8	6
大学全体の収容定員に応じ定 める専任教員数		—	—	—	—	7
合 計		100	400	282	23	20
専攻科	音楽専攻科	10	10	4	—	—

本学は豊かな自然に囲まれ、その要素である光、空、風、緑、水を体感できる状況にあり、音楽を育む環境としては十分である。校地及び校舎の面積は、下表の【校地・校舎の規模・構成】で示すとおり設置基準を大きく上回っており、ゆとりのある環境を確保している。

【校地・校舎の規模・構成】

区 分	実面積(m ²)	設置基準上必要面積(m ²)
校 地	35,834	4,000
校 舎	6,570.6	4,297
その他の建物	3,786.7	
建物合計	10,357.3	

大学の運営については、寄附行為、学則などを始め次の様な規程に基づいて行っている。

基本

- 1 学校法人御船学園寄附行為
- 2 平成音楽大学学則
- 3 学校法人御船学園就業規則
- 4 学校法人御船学園経理規程
- 5 学校法人御船学園経理規程施行細則

組織・総務関係

- 6 学校法人御船学園事務組織規程
- 7 学校法人御船学園処務規程
- 8 文書取扱規程
- 9 学校法人御船学園公印取扱規程
- 10 学校法人御船学園嘱託職員に関する規程

給与関係

- 11 学校法人御船学園給与規程

平成音楽大学

- 12 学校法人御船学園役員報酬等規程
- 13 平成音楽大学非常勤講師等給与規程
- 14 学校法人御船学園旅費規程
- 15 住居手当に関する規程
- 16 学校法人御船学園退職金規程
- 17 平成音楽大学教育職員教育研究費等の助成に関する規程
- 18 通勤手当に関する規程
- 19 学校法人御船学園職員の自家用車による公務出張に関する規程
- 20 教育職員学外研修勤務規程

人事関係

- 21 平成音楽大学教員選考規程
- 22 平成音楽大学学長選任規程
- 23 平成音楽大学役職教育職員選出規程
- 24 学校法人御船学園職員の定年に関する規程
- 25 平成音楽大学特任教員に関する内規・特任教員給与基準
- 26 年次有給休暇に関する規程
- 27 学校法人御船学園介護休業に関する細則
- 28 学校法人御船学園育児休業に関する細則
- 29 学校法人御船学園安全衛生委員会規程
- 30 学校法人御船学園慶弔規程

教授会関係

- 31 平成音楽大学教授会規程
- 32 平成音楽大学代議員会規程
- 33 平成音楽大学募集・入試特別委員会規程
- 34 入学者選考規程
- 35 平成音楽大学特待生等指導特別委員会規程
- 36 平成音楽大学課題研究特別委員会規程
- 37 平成音楽大学キャンパス・ハラスメントの防止規程
- 38 幼児音楽教育学科部会規程
- 39 学生指導連絡会議設置規程
- 40 平成音楽大学学生委員会規程
- 41 平成音楽大学学生相談室運営細則
- 42 平成音楽大学教務委員会規程
- 43 平成音楽大学演奏委員会規程
- 44 平成音楽大学音楽療法課程委員会規程
- 45 平成音楽大学就職委員会規程
- 46 平成音楽大学教職課程委員会規程
- 47 平成音楽大学図書委員会規程
- 48 平成音楽大学学術研究委員会規程
- 49 自己点検・評価規程

平成音楽大学

50 平成音楽大学ファカルティ・ディベロプメント委員会規程

その他

- 51 平成音楽大学奨学資金貸与規程
- 52 平成音楽大学外国人留学生に関する規則
- 53 学校法人御船学園「その他の手当」の支給に関する申し合わせ
- 54 平成音楽大学授業料その他納入金等に関する規程
- 55 学校法人御船学園親和会規約
- 56 個人情報の収集、利用、管理に関する基本方針について
- 57 MPC・MBC規程
- 58 平成音楽大学教職員の業績審査に関する内規
- 59 防火管理規程
- 60 消防計画
- 61 緊急連絡網
- 62 図書館管理規程
- 63 図書館運営規程

以上の規程については、全教職員が学内LANで閲覧できるようにしている。

また、学事に関する規程等については、学生便覧に掲載し教職員及び学生の全員に配布している。

学事関係

1. 履修規程(音楽学部、音楽専攻科)
2. 定期試験受験心得
3. 教職課程履修規程(音楽学科)
4. 教育実習履修基準(内規)
5. 「音楽療法士養成課程(一種、二種)」履修規程(音楽学科)／(幼児音楽教育学科)
6. 音楽療法実習履修基準(内規)
7. 幼稚園教諭免許状取得のための履修規程(幼児音楽教育学科)
8. 保育士養成課程履修に関する規程(幼児音楽教育学科)
9. 幼稚園・保育実習履修基準(内規)
10. 専修免許状取得のための履修規程(音楽専攻科)
11. 特待生・特別奨学生等に関する規程
12. 図書館閲覧及び帯出規程
13. 就職斡旋規程
14. コース変更に関する内規
15. 再入学に関する規程
16. 学生生活の心得
17. 相談室の利用について
18. 諸手続の心得
19. 自然変災、集団感染症等の緊急事態に対する対応策について
20. 学友会会則

2-1-② 教育研究の基本的な組織(学部、学科、研究科、附属機関等)が教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。

大学の最高の審議機関として教授会(構成員は学長、学部長、教授、准教授、講師、助教及び事務局長)を置き、月1回の定例会議を行っている。必要に応じて臨時教授会または持ち回り教授会(審議事項を書面にして回覧決裁)を行う場合もある。また、比較的軽微で緊急性のある事項については、教授会に代わって審議する代議員会を組織している。そのメンバーは学長、学部長、図書館長、音楽学科長、幼児音楽教育学科長、専攻科長、学生部長、演奏部長、教務部長、広報部長及び事務局長としている。

さらに専門毎にコース分けし、教育目的を達成するために実働する部会を立ち上げ、主任と複数の教員で組織している。そのコースは「声楽(2)」、「ピアノ(5)」、「管弦打楽(3)」、「音楽制作・音楽理論(3)」、「音楽教育・音楽療法(2)」である。そのほか同等の組織として「幼児音楽教育(8)」及び「教養・教職(重複者6)」を設置しそれぞれに主任を配置している。(いずれも括弧内の数字は構成員数)

また、教育研究組織を円滑に運営するために、次の各種委員会等を設けている。(いずれも括弧内は構成員数と事務主管課)

①業績審査委員会(7・庶務課) 本学の教育・学術研究組織体制及び教職員の教育・研究活動等の状況について審査・研究評価を行い、もって本学の社会的使命の達成に資することを目的としている。

②募集・入試委員会〔仮称；入試センター〕(10・広報課) 18歳人口の急激な自然減に応じた募集対策並びに多様な個性に応じた入試方法の改善等について研究協議し、教授会に建議することを目的としている。

③学生・特待生等指導委員会(6・学生課) 本学の建学の精神に則り、音楽芸術を探究する将来有為な人材の育成に資するため、特待生、給費生、特別奨学生及び学長奨励生に対し、本制度の趣旨、その技量の修練等について指導することを目的としている。

④課題研究特別委員会(7・学生課、庶務課) 風災地変や人権問題等本学の意に反する課題が発生した場合、これを迅速に解決し、正常な大学経営を回復するための方策を研究協議し、学長に建議することを目的としている。

⑤演奏委員会(4・演奏課) 音楽芸術を追究するための演奏活動、並びに音楽芸術の教育・研究を図ると共に、楽器の整備・管理及び教育・研究環境整備の策定について研究・協議し、教授会に建議することを目的としている。

⑥学生委員会(10・学生課) 学生生活の充実・向上及び学生の福利厚生等について審議し、教授会に建議することを目的としている。

⑦教務委員会(8・教務課) 学科課程の改編並びに授業、試験、成績等教育課程の履修指導について研究・協議し、教授会に建議することを目的としている。

⑧音楽療法課程委員会(4・教務課) 音楽療法課程の改編並びに音楽療法実習等音楽療法課程の履修指導について研究・協議し、教授会に建議することを目的としている。

⑨就職委員会(5・就職課) 職業安定法第33条の2の規定に基づき、学生に就職斡旋を行うとともに、学生が自己の適性・能力・人生観等に即して主体的に進路選択を行うための支援・指導等のあり方について研究・協議し、教授会に建議することを目的として

いる。

⑩ 教職課程委員会（5・教務課） 教職課程の改編並びに教育実習、介護等体験等教職課程の履修指導について研究・協議し、教授会に建議することを目的としている。

⑪ 図書委員会（5・図書館） 平成音楽大学図書館運営規程第2条の目的達成に資するために研究・協議し、教授会に建議することを目的としている。

⑫ 学術研究委員会（6・庶務課） 本学研究紀要の発行及び研究会の開催等について研究・協議すると共に、コンピュータ・IT関係の効果的利用・管理及び学生・教職員の活用能力の向上促進について研究・協議し、教授会に建議することを目的としている。

⑬ 九州音楽コンクール実行委員会（15・演奏課） 演奏家の育成及び音楽の普及・振興に努め、もって地域文化の向上発展に寄与することを目的としている。

⑭ 広報委員会（その都度組織する・庶務課） 学園通信「平成ミュージックタイムス」の発行、受験雑誌、新聞等での広報等について対応することを目的としている。

⑮ 安全衛生委員会（7・衛生管理者） 労働安全衛生法第19条に基づき、学内で定める事項について審議を行い、理事長に意見具申する。

⑯ 自己点検・評価委員会（9・庶務課） 平成音楽大学学則第3条第2項の規定に基づき、本学の教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うこと、並びに学校教育法第69条の3の規定に定める認証評価機関による評価を受けるためにとるべき必要な措置を行う事を目的としている。

上記の他、教授会と理事会の意見疎通を円滑にするため、常勤理事4名を含む大学の役職教職員6名で組織する「運営委員会」を設置し、学長が責任ある強いリーダーシップを発揮できるよう補佐している。

(2) 2-1の自己評価

教育研究の基本的な組織は大学の使命・目的を達成するために適切に構成されていると思われる。現代社会の多様化に対応するための規程も整備し、それに基づいた組織を置き形は整えている。教育機関としての機能はもちろんのこと、音楽大学としての社会的使命を果たすだけの働きはしている。小規模であることから各組織相互の連携もうまく行われている。ただ多くの委員会等を組織することで構成員が重複し、各員の負担は増している。

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

多くの委員会を組織するにあたり構成員を合理的に配置し、各員が所属する委員会において専念できる環境を作る必要がある。

将来問題を考え大学内を整備するために平成21（2009）年度から学園将来計画会議を立ち上げた。理事長・学長を座長とし専任の常勤理事を室長として学園の将来計画の策定を検討・実行していく。おもな事項として①立地状況、②現存の学科カリキュラム及び授業担当者の見直し、③学納金の見直し、④新しい学部・学科の設置等を検討していく。

2-2. 人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていること。

《2-2の視点》

2-2-① 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。

2-2-② 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

(1) 事実の説明(現状)

2-2-① 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。

高等教育の大綱化・弾力化に伴い、本学では教育内容等において独自色を出すために、授業科目のうち必修科目を少なく、選択科目を多く設定し、学生の興味・関心に対応して履修できるように配慮した。また、実際の指導にあたっては個性を重視し、個別指導の時間を多く設定することをはじめ、学生が相互に切磋琢磨し、自己の技量を高めていけるような授業科目を配置している。具体的には大きく三分野に分け、教育・研究の基礎となる「基礎科目群」、そして基礎科目から展開し発展させていく「展開科目群」、さらに発展させたり応用して広げていく「発展・応用科目群」とした。更に科目群の中を音楽学科の場合は「教養領域」と「音楽領域」に分けた。また、幼児音楽教育学科では「教養領域」「音楽領域」及び「保育・教育領域」に区分し、授業構成の内容を明確にしている。

本学の教養教育科目として、基礎科目群の教養領域に位置し、人文科学系に文学・哲学・発達心理学等、社会科学系に法学・社会福祉論・児童福祉論等、自然科学系にコンピュータを使う情報演習・医学概論等、教職系に教職概論・教育原理・教育相談の研究等、外国語系に英語・ドイツ語、さらに歌曲等に必要なイタリア語等、保健体育系に体育実技と保健体育理論等を開設している。音楽学部単科の大学であるが、音楽療法士や保育士の養成を行っている関係上、福祉系の科目や医療系の科目を数多く開設しているのが特徴である。

教養教育の組織としては科目が所属する各学科がそれぞれ運営している。科目の設定や履修については両学科を横断する教授会下部組織である「教養・教職部会」が主管となって協議・検討を行い、その結果を教務委員会、運営委員会及び教授会へ提案・立案するシステムを取っている。

2-2-② 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

教養領域科目の担当教員は音楽学科及び幼児音楽教育学科のいずれかに割り振られており、各学科において責任体制をとっている。運営は教授会の下部組織である「教養・教職部会」が主管となって調整・協議・検討等を行うこととし、その結果を教務委員会、運営委員会及び教授会へ提案するシステムを取っている。

教育研究に関わる学内意思は、教授会の審議を経て学長が決定する。教授会や各種委員会等の付議事項は、きめ細かくまた迅速に対応するために前もって教授会と理事会の調整役となる運営委員会で協議している。「教養・教職部会」での付議事項についても運営委員会が最終検討を加えて教授会へ提案する体制を確立している。

(2) 2-2の自己評価

教養科目としては、一般教養科目と言われる科目の他に中学・高校教職関係科目、音楽

療法関係の医学関係科目、幼児教育関係の社会福祉系科目等を開設しており、学生には幅広い教養科目の提供が出来る。

(3) 2-2の改善・向上方策(将来計画)

各学科及び各コースのそれぞれの教育目的を達成するために、教養科目をカリキュラムに則って適切に運営しているか、教育課程での教育効果が十分に発揮されているかなどをチェックし、検討・指導する機関を設けて全学的に教育効果の向上を目指すシステムづくりを行う。

2-3. 教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され、十分に機能していること。

《2-3の視点》

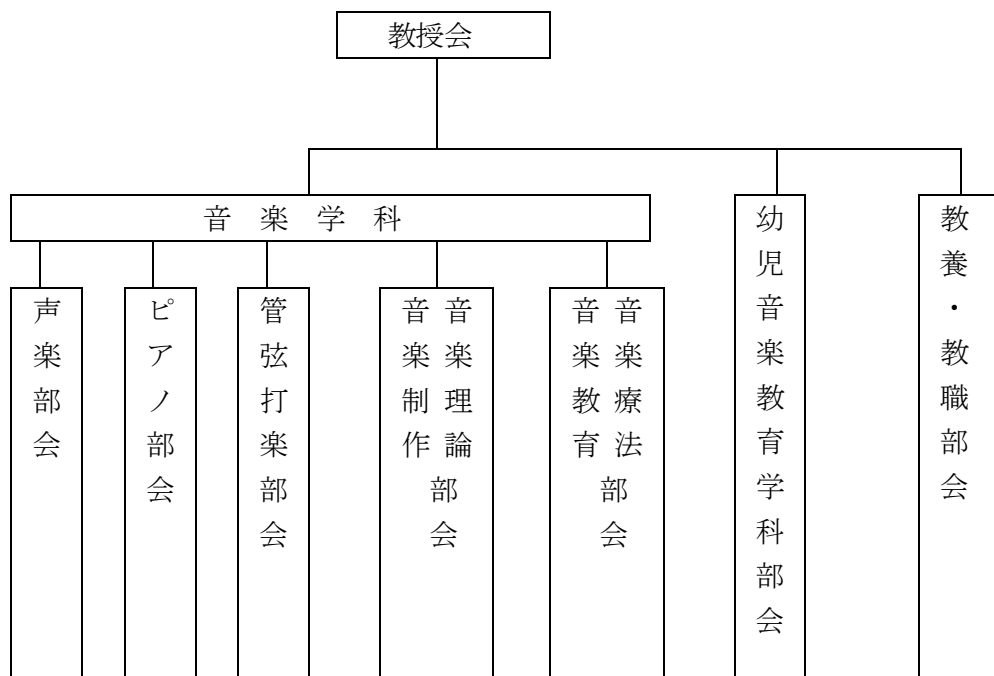
2-3-① 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。

2-3-② 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分に機能しているか。

(1) 事実の説明(現状)

2-3-① 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。

本学の教育研究に関わる全学的な機関は教授会である。下記のとおり部会を組織し、そこで各学科の研究に関する事項について審議をし、意思決定が適切に行われている。



2-3-② 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分に機能しているか。

本学は理事長・学長の諮問機関として「運営委員会」を設けている。大学の使命・目的に基づく教育研究上の機能を遂行するために、将来の社会情勢、経済情勢及び教育情勢の変化に対応することが必要である。学長からの諮問や教育研究に関する検討課題を取り上げて協議・建議を行うようにしている。検討の段階で検討課題の性質によって適切な教員を加えることにしている。検討の結果、実行可能な項目については教授会及び各種委員会での検討を経て、実行している。決定した事項は速やかに関係機関へ伝達され、学習者への伝達は教務委員会、学生委員会及び就職委員会などが指導に当たっている。このように大学の使命・目的及び学習者の要求にも対応するよう整備している。

(2) 2-3の自己評価

本学は小規模校であるため、学生と教員との距離が近く、学生が持っているいろいろな意見や希望が直接、部会や上層部へ届くことがある。学生生活に関する要望や教育研究に関する事項への意見も時折届く。そうした要望や意見についても速やかに学生委員会に諮り対応している。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

学生と教員の関係が緊密になるシステムとして、マンツーマン授業が機能している。音楽学科の場合は、殆どの学生が専門実技(通称；主科実技)と付随実技(通称；副科実技)で、個人レッスンの授業を受けている。幼児音楽教育学科の場合はクラス担任制(定員30名)を取る他、学科全員を対象にした「幼教タイム(縦割りホームルーム)」を設けて、学生との距離を近くしている。しかし、学生への大学の使命・目的の浸透はまだ充分とは言い難い。教員の自覚と何らかの対策を講じる必要がある。

〔基準2の自己評価〕

本学は小規模校であるがゆえに、学生と教員との距離を近く保つことができ、授業科目も音楽学部でありながら、中学・高校教職関係科目、音楽療法関係の医学関係科目、幼児教育関係の社会福祉系科目等を開設し、学生には幅広い教養科目の提供を行っている。

一方、開学以来入学定員を充足することが出来ていない現状がある。学生数が定員を充足する方策を生み出すことが急務である。

〔基準2の改善・向上方策（将来計画）〕

まず第1の作業としては、本年4月に学園将来計画会議を立ち上げた。この会議で早急に学生の定員確保のための最善策を検討していく。

第2の作業としては、各学科及び各コースのそれぞれの教育目的を達成するために、カリキュラムに則って適切に運営しているか。科目によって受講生の数にかなりの隔たりが生じているのを適正規模になるよう調整を行っているか。教育課程での教育効果が十分に発揮されているかなどをチェックし検討・指導する機関を設けて、全学的に教育効果の向上を目指すシステムづくりを行う。